

アルコール代謝に個人差 難しい立証

「なぜ裁けないのか…」苦しみは遺族に

飲酒運転の事故

実態は「逃げ得」

【ニュースの核心】昨年末の夜、和光市の県道で、バイクに乗っていた会社員、成毛正徳さん（当時37）が車にひき逃げされ死亡する事件があった。事故から1カ月半後に逮捕された男は、「酒を飲んでいたら逃げた」と供述したが、飲酒したことを事後に立証するのは困難で、飲酒運転の罪で裁かれることはなかった。飲酒運転で事故を起こしても、その場から逃げた方が軽い罪になる「逃げ得」の実態を追った。

（西尾美穂子）

成毛さんは昨年5月に妻（62）に「大みそかに（妻と）（32）と入籍し、新築マンションを一緒に帰るから、よろしく」を買って新婚生活を始めたばかりだった。事故当日の12月29日には、母親の悦子さん散髪に行った帰りだった。

無罪の可能性高い

朝霞署は防犯ビデオの映像などから今年2月15日、道交法違反（ひき逃げ）と自動車運転過失致死容疑で東京都練馬区の会社員の男（42）を逮捕した。

男は朝霞署の調べに「飲酒運転の発覚を恐れて逃げた」と供述していたという。事故の約30分前に、男が入浴施設でビールを大ジョッキと普通のジョッキで計2杯注文して

いたことも裏付けられた。

捜査当局では飲酒運転の罪での起訴に向け、事故直前の入浴施設での注文記録を元に、男の事故当時の呼気1リットル当たりのアルコール濃度を0・19ミリ以上と推定した。

調査に強制力なく

これは酒気帯び運転の基準値を上回る値だったが、検察側は起訴を見送った。飲酒運転の事件に詳しい高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「理論上は基準値以上でも、アルコールの代謝率には個人差があるため、実際は基準値以下とも推測できる。検察側は起訴しても無罪になる可能性が高いと判断したのではないかと分析する。」

えられる」という。今回の事件で捜査当局は、この個人差を埋めるため、男に当時と同じ量の酒を飲んでもらい、飲酒の影響を調べようとした。しかし、男は「酒はやめた。飲みたくない」と拒否。強制的に飲ませることはできないため、当局はこの調査を断念せざるを得なかった。

ひき逃げと自動車運転過失致死傷の併合罪が適用されると法定刑の最高は懲役15年だが、飲酒の影響で正常な運転が困難になり事故を起こしたとして危険運転致死傷罪が適用されれば、最高刑は同20年になる。

7月27日、さいたま地裁で男に言い渡された判決は懲役4年6月（求刑懲役8年）。判決が確定した今でも、成毛さんの父親、隆雄さん（62）は「酒を飲んで事故を起こしたことが分かっているが、なぜその罪で裁けないのか。悔しい思いが頭から離れない」と悲痛な日々を送っている。



記念撮影する成毛正徳さん夫妻。この約8カ月後に成毛さんは事故で亡くなった。昨年5月10日、東京都千代田区外神田の神田明神